

省エネに関係する事業へ奨励を付与する

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 9 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 省エネに関係する事業へ奨励を付与する。

省エネの機械あるいは装備(備品)、あるいは代替エネルギーを使用する設備の製造、および太陽電池の製造およびエネルギーサービス企業(Energy Service Company - Esco)を投資奨励を付与する事業とすることを受当と見なし、

仏暦 2520 年 投資奨励法 第 16 条、第 2 段および第 31 条、第 2 段による権限に基づき、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 4 類、5 類、および 7 類を増補する布告をだし、以下のように運用する業種および条件を定める。

業種	条件
4.24 省エネの機械あるいは装備(備品)、あるいは代替エネルギーを使用する設備の製造事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別に国家にとって重要性を有する、かつ、有用である事業と定め、第 31 条の第 2 段により免除を受ける法人所得税の割合を規定せず、また、ゾーンを問わず、機械の輸入関税の免除と 8 年間の法人所得税の免除を受けるものとする。その他の権利恩典は、投資委員会布告 No. 1 / 2543 の原則により受けるものとする。 2. エネルギー省の同意を受けたりストによる機械あるいは設備(備品)の製造でなくてはならない。

業種	条件
5.5.24 太陽電池の製造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別に国家にとって重要性を有する、かつ、有用である事業と定め、第 31 条の第 2 段により免除を受ける法人所得税の割合を規定せず、また、ゾーンを問わず、機械の輸入関税の免除と 8 年間の法人所得税の免除を受けるものとする。その他の権利恩典は、投資委員会布告 No. 1 / 2543 の原則により受けるものとする。 2. 委員会が同意を与えたところによる製造方法を有しなくてはならない。

業種	条件
7.28 エネルギーサービス企業 (Energy Service Company - Esco)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別に国家にとって重要性を有する、かつ、有用である事業と定め、第 31 条の第 2 段により免除を受ける法人所得税の割合を規定せず、また、ゾーンを問わず、機械の輸入関税の免除と 8 年間の法人所得税の免除を受けるものとする。その他の権利恩典は、投資委員会布告 No. 1 / 2543 の原則により受けるものとする。 2. 奨励を受ける前にエネルギー省から同意を受けなくてはならない。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)9 月 30 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)12 月 20 日

陸軍大将
 チャバリット・ヨンチャイユット
 副首相
 委員会議長代行

注:この布告は、2004 年 12 月 20 日に投資奨励委員会によって布告されたものの仮訳であるが、使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。